

## 令和5年度新規事業[母子保健事業]

◆産科受診等支援事業(令和5年6月より適用)

市町村民税非課税世帯の妊婦に、妊娠判定に係る初回産科受診料の支援を行うとともに、妊婦の状況を継続的に把握し、医療機関と連携して妊婦とその家庭の支援を行う事業を実施している。

【助成内容】10,000円を限度とし、妊娠判定に係る初回産科受診料自己負担額の助成

◆産後ケア事業利用料助成

産後ケア事業※)がさらに利用しやすくなるよう、令和5年4月以降の利用分の利用料の一部を助成。

【助成内容】産婦1人につき5日まで、1日2,500円を助成(多胎加算は全額助)

【対象者】利用日時点において市町村民税課税世帯の方

※)産後ケア事業…産後1年未満の産婦を対象とし、育児不安や産後の負担軽減を目的に、助産所等で日帰りまたは宿泊によるサポートを提供するサービス  
自己負担金:宿泊1泊6,000円、日帰り3,000円

◆母子手帳アプリ「母子モ」のバージョンアップ(令和6年1月～予定)

現行機能(予防接種や発育記録の管理、町からの乳幼児健診や子育て情報の発信)に加え、以下の2つの機能を追加。対象者情報を事前に把握することができ、面談や訪問時に備えてより個別性の高いタイムリーな支援を提供することを目的に導入。

- ① 妊娠届出のオンライン予約とアンケートの事前入力機能
- ② 新生児訪問のアンケートの事前入力機能



母子健康包括支援センター イメージキャラクター